

国土交通省直轄事業における
公共事業の品質確保の促進に関する懇談会
規 約（案）

（設置の目的）

第 1 条 国土交通省直轄事業における公共事業の品質のさらなる確保・向上を図るため、適正な競争環境の確保、現場における生産性の向上、その他の建設生産システム等に関する諸課題への対応方針について検討・提言を行うことを目的として、「国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会」（以下、「本会議」という。）を設置する。

（本会議の構成）

第 2 条 本会議は、会議の長（以下「座長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会議を統括する。
- 4 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。
- 5 本会議は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
- 6 本会議は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

（本会議の開催）

第 3 条 本会議は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 会議は公開を原則とし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

（部会の設置）

第 4 条 本会議に、特定の課題について検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関し必要な事項については、本会議にて審議することとする。
- 3 部会の長は、検討結果について本会議に報告する。

（事務局）

第 5 条 本会議の事務局は、大臣官房技術調査課、国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター及び関東地方整備局企画部に置く。

（雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項については、本会議で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。